

質問回答

平成 30 年 12 月 10 日

「案件名：インフラ整備関連の中国の動向に関する情報収集・確認調査（企画競争）」

（公告日：2018 年 11 月 28 日 / 公示番号：180443）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 業務の目的・内容等に関する事項 p.5 <国内作業> (8)	本邦企業を対象とした説明会開催（100 社程度、本邦開催、想定 1 回）にかかる経費は本見積に含める必要がありますか。	本見積に含めてください。
2	<u>(1)業務の目的</u>	調査対象分野によっては、国内作業中、日本企業に打診すると、中国企業との競合はあっても協働については、ほぼ不可能という分野も出てくるのが予想されます。調査の仮説として、中国企業と日本企業との比較などを実施するための日本側の企業からの調査協力を得られない可能性も考えられますが、その場合スコープを変更し、その分野を中止することになる可能性もごございますか。	業務指示書に記載の通り、本調査の内容として、対象分野における中国企業の最新動向、技術レベル、今後の技術開発の動向等を把握いただくこととなります。その結果を踏まえ、「競争・協働の可能性」を検討いただくことを想定しておりますので、「競合」する分野についても調査を行っていただき、日本企業との比較を行っていただくことを想定しております。また、本邦企業の動向把握ですが、個別企業からの聞き取りに限らず、指示書において「企業団体との意見交換」を含めておりますので、そちらも活用いただき対応いただきたいと思いますと考えております。

3	<p>(3) <u>関係機関とのアポイントメント</u></p> <p>現地調査対象国政府関係者、及び本邦関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICAがアポイントの取り付けを支援するが、その後は、JICAと適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、民間企業への聞き取りについては、それぞれの企業が有する技術や圏内・海外での事業展開動向の聞き取りといった内容が含まれ、本邦政府関係機関の関与を明示することで、先方の警戒心をあおりアポイント取付けが困難となることも予想される。</p>	<p>1)参加する企業のネットワーク、再委託企業を使うにあたり、個別の企業のアポイントメントをとることが前提となっていますが、企業同士の今後の連携の予定がなく、日本側政府機関の調査目的だけでは難しいことが予想されます。また応札に参加する企業の実業に与える影響も考えられ、個別の企業へのアプローチには多くのリスクを伴います。そのためにJICA側のアポイントメント取り付けとしてどこまでご協力実施していただくことが可能か、提示されている分野について具体的にご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>業務指示書に記載のとおり、民間企業への聞き取りについては、弊機構のような日本政府関係機関の関与を示すことで先方の警戒心をあおる可能性があることから、各社様にて、お持ちのネットワークや、必要に応じて現地傭人や再委託等の現地リソースも活用いただき、各社にてご対応いただくことを想定しております。</p>
4	<p>現地調査対象国政府関係者、及び本邦関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICAがアポイントの取り付けを支援するが、その後は、JICAと適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、民間企業への聞き取りについては、それぞれの企業が有する技術や圏内・海外での事業展開動向の聞き取りといった内容が含まれ、本邦政府関係機関の関与を明示することで、先方の警戒心をあおりアポイント取付けが困難となることも予想される。</p>	<p>2)中国製造 2025 に関わるヒアリングは敏感であり、複数の人脈を辿る必要がある可能性あり、当方の経験から、特に記載の科技部、工業情報部、インターネット+関係の関連当局は、そもそも外国企業（在中外資も含む）外国人との接触を拒否する可能性もあると危惧します。そのような事態にならないよう事前に、本調査の協力について既にJICAで協議を開始していると理解してよいでしょうか。</p>	<p>現時点で、中国側関係機関に対して本調査の説明・協力依頼は行っておりませんが、業務指示書に記載のとおり、「政府関係者とのアポイントについては、必要に応じ JICA がアポイントの取付けを支援」することを想定しております。</p>

5		<p>3)アポイントメントのとりつけについて細心の注意が必要と考えられ、日本国内の企業に再委託し、現地で再再委託を行い、コントロールしながら進めることは可能でしょうか。</p>	<p>本契約では、アポイントメントの取りつけについて国内再委託は想定していません。</p>
6	<p>(5) - 中小企業を中心とする本邦関連企業の技術レベル等との比較と日本企業の優位性の把握（日本が優位なものについては優位性を確保しうる期間の予測も行う）競争・協働の可能性の検討を行う。</p>	<p>中小企業を中心とする技術レベルにフォーカスされていますが例として挙げられているのは富士通、三菱電機であり、求められているアウトプットのレベルをつかみかねています。4分野の中でも技術の範囲は広く、どのようなレベルの比較と優位性の把握をするのが適当なのか説明を加えていただけますでしょうか。優位性を確保しうる期間の予測についても4分野では広すぎ、また優位性の定義も広範と考えます。</p>	<p>本調査の目的に記載のとおり、調査対象分野において海外展開に関心を有する中小企業を中心とした本邦企業へ情報提供し海外展開支援の一助となることを目的としています（三菱、富士通の事例は中国製造2025に本邦企業が関与している例示としてネット等に掲載したものです）。</p> <p>日中間の技術レベル比較、優位性の検討については、我が国インフラシステム輸出推進に資するべく、インフラ輸出戦略に例示されているような日本が強みを有すると考えられる技術、及び中国が世界的に見てトップレベルにある技術のうち、今後、インフラの海外展開を進めていくにあたり活用できると思われる技術について、それぞれ関連技術の把握と日中間の比較を行っていただくことを想定しております。</p>

7	(6) 第三国事例：先行事例がある、もしくは予定されている国1か国を選定し、事例研究を行う。	第三国事例の事例研究が4分野それぞれに必要で、1カ国でこの4分野の事例がある国がない場合は複数国で行うことも可能とありますが、その場合手続きコストが余分にかかるため、工程数にも影響があると考えられますが提示した工程数が上限になりますでしょうか。	業務指示書「5. 業務の内容」に記載のとおり「以下に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案」可能となっております。 同じく業務指示書「第3 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)」に示した業務量の目途が、上限ということではありません。
8	軌道交通設備について	鉄道整備は鉄道計画、鉄道設備技術、鉄道建設、運営管理を含む幅広く範囲にカバーしているため、全体的に把握するという前提でしょうか、設備技術のみ検討するのでしょうか。聞き取り調査対象も国家鉄路局、中国鉄路総公司など異なりますので範囲をご提示ください。	全体的に把握することを想定しております。
9		日中連携は日本企業が特に中小企業を想定するとありますが、中国鉄道建設企業は大企業が主となるため、鉄道分野の連携は本邦中小企業を想定している背景をご説明ください。	中小企業を中心とした本邦企業の海外展開支援に資するための調査として実施するため、本邦中小企業としております。

以上